

島根県流水占用料等徴収条例施行規則(平成26年4月1日) 抜粋版

別表 流水占用料等の減免基準 (第4条関係)

(平21規則10・平25規則72・一部改正)

根拠	占用物件	免除率
公益上必要があると認めると認める場合	テレビ放送の難視聴地区における自治会等が設置する共同テレビ受信のための施設	100パーセント
	公共的団体等が設置する有線放送柱、架空線類(私企業の音楽放送及びCATVは除く。)	
	公共的団体等が設置する共同ゴミ収集場	
	公共的団体等が設置する防犯灯、街灯、標識、掲示板等(個人用のもの及び広告物は除く。)	
	公共的団体等が設置するカーブミラー等の交通安全に寄与する施設	
	公共的団体等が無料で不特定多数の人に開放している公園、広場及び運動場	
	公共的団体等が設置する水防、河川愛護及び河川環境整備に寄与する施設又は植栽	
その他特別の理由があると認めると認める場合	住居等への出入りのために設置する橋梁、通路等(営利活動のためのものを除く。)	100パーセント
	公衆の利便に供するために設置する橋梁、通路等(営利活動のためのものを除く。)	
	個人が設置する排水施設(営利活動のためのものを除く。)	
	上水道、下水道、ガスの各戸引込み管類(営利活動のためのものを除く。)	
	農業のための取水施設及び排水施設	
	漁業法の漁業権又は入漁権に基づき漁業のために設置する定置網及び漁船係留施設	
	水産振興を目的とした試験研究のために設置する定置網、養殖施設等の簡易な工作物	
	発電事業に付随して設置する警報装置、水位観測所等の施設	
	鉄道事業法に基づく鉄道事業に係る施設	
	公職選挙法による選挙活動のために使用する立札、看板等	
	恒例による祭典等による一時的な占用	
	道路管理者が別に占用料を徴しているもの	
	港湾又は漁港区域等において港湾又は漁港管理者が別に占用料を徴しているもの	
兼用工作物管理協定書において特別の定めがある場合		

島根県流水占用料等徴収条例(平成26年4月1日) 抜粋版

(流水占用料等の減免)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料等を免除する。

- (1) 国又は地方公共団体が行う事業(発電事業を除く。)で、法第23条本文の規定による流水の占用又は法第24条の規定による土地の占用(以下「流水の占用等」という。)を行う場合
- (2) 国又は地方公共団体が自ら行う事業のための土石その他の河川産出物の採取を行う場合
- (3) かんがいのため又は飲用水を得るために流水の占用等を行う場合
- (4) 公共の用に供するために土地の占用を行う場合
- (5) 発電のための流水の占用に伴う土地の占用を行う場合

2 知事は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、流水占用料等の全部又は一部を免除することができる。

○島根県流水占用料等徴収条例

平成12年3月17日
島根県条例第28号

島根県流水占用料等徴収条例をここに公布する。

島根県流水占用料等徴収条例

(趣旨)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)第32条の規定に基づく流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)の額及び徴収方法については、法令その他別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(流水占用料等の額)

第2条 法第23条の規定による流水の占用の許可又は法第23条の2の規定による流水の占用の登録を受けた者は、別表第1の規定により算定した額の流水占用料を納付しなければならない。

2 法第24条の規定による土地の占用の許可を受けた者は、別表第2のア欄に定める額により算定した額の土地占用料を納付しなければならない。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第1号に該当する占用に係る土地占用料の額は、別表第2のイ欄に定める額により算定した額とする。

3 法第25条の規定による土石その他の河川産出物の採取の許可を受けた者は、別表第3の規定により算定した額の土石採取料その他の河川産出物採取料を納付しなければならない。

4 前3項の規定により算定した流水占用料等の額が100円に満たない場合は、当該流水占用料等の額は、前3項の規定にかかわらず、100円とする。

(平16条例7・平25条例48・平26条例1・平31条例1・一部改正)

(流水占用料等の減免)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、流水占用料等を免除する。

(1) 国又は地方公共団体が行う事業(発電事業を除く。)で、法第23条本文の規定による流水の占有又は法第24条の規定による土地の占有(以下「流水の占有等」という。)を行う場合

(2) 国又は地方公共団体が自ら行う事業のための土石その他の河川産出物の採取を行う場合

(3) かんがいのため又は飲用水を得るために流水の占有等を行う場合

(4) 公共の用に供するために土地の占有を行う場合

(5) 発電のための流水の占有に伴う土地の占有を行う場合

2 知事は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、流水占用料等の全部又は一部を免除することができる。

(平25条例48・一部改正)

(流水占用料等の不還付)

第4条 既に納付した流水占用料等は、還付しない。ただし、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第18条第2項第2号に該当する場合その他知事が必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付するものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行われた流水占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に納付された流水占用料等は、第2条第1項、第2項又は第3項の規定により納付された流水占用料等とみなす。

附 則(平成13年条例第19号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第7号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(平31条例27・一部改正)

附 則(平成31年条例第27号)

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和元年5月1日)

別表第1(第2条関係)

(平13条例19・平16条例7・平26条例1・平31条例1・一部改正)

流水占用料

占用の種別	占用の区分		占用料の年額
発電のための流水占用	揚水式発電所以外の発電所	1 昭和40年10月1日以降に発電(設備の点検のためにする発電を除く。以下同じ。)を開始した発電所	{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力－常時理論水力)}×1.10
		2 昭和40年9月30日以前に発電を開始している発電所で、昭和40年10月1日以降に発電設備を増設して発電を行っているもの(増設以後の理論水力についてこの項の規定により算出した額が、増設前の理論水力について3の規定により算出した額に満たない発電所を除く。)	
		3 1及び2に掲げる発電所以外の発電所	{1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力－常時理論水力)}×1.10
	揚水式発電所	4 昭和48年4月1日以降に発電を開始した発電所	{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力－常時理論水力)}×補正係数a×1.10
		5 昭和48年3月31日以前に発電を開始している発電所で、昭和48年4月1日以後に発電所を増設して発電を行っているもの。ただし、(1)又は(2)に掲げる発電所を除く。 (1) 昭和40年9月30日以前において発電を開始している発電所で、この項の規定により算出した額が増設前の理論水力についての7の規定により算出した額に満たないもの (2) 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの項の規定により算出した額が増設前の理論水力について6の規定により算出した額に満たないもの	
		6 昭和40年10月1日から昭和48年3月31日までの間において発電を開始した発電所(5に掲げる発電所を除く。)	{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力－常時理論水力)}×補正係数b×1.10
		7 4、5及び6に掲げる発電所以外の発電所	{1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力－常時理論水力)}×補正係数b×1.10
発電のため以外の流水占用	工業又は鉱業の用に供するもの		毎秒1リットルにつき 6,490円

備考

1 常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとする。

2 補正係数a及び補正係数bは、次の式により算定した額とする。ただし、純揚水式発電所(常時使用水量が零の揚水式発電所をいう。)に係る補正係数aは0.167とし、同bは0.25とする。

補正係数a

(年間発生電力量－揚水に係る年間発生電力量×(5/6))／年間発生電力量
補正係数b

(年間発生電力量－揚水に係る年間発生電力量×(3/4))／年間発生電力量

- 3 流水の占用期間(発電のための流水の占用にあっては、通水期間又は理論水力に変更を生じた日以降の期間をいう。)が1年未満の端数であるとき、又は当該占用期間に1年未満の端数が生じたときは、当該端数期間を暦により月に計算して得た月数(1月に満たない日数が生じたときは、1月とする。)に、当該年額を12で除して得た額を乗じて得た額を当該端数期間の占用料の額とする。

別表第2(第2条関係)

(平16条例7・平16条例39・平26条例1・平31条例1・一部改正)

土地占用料

占用の形態	占用料の額(年額)				
	単位	ア		イ	
		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
取水施設	1平方メートルにつき	198円	132円	180円	120円
排水施設	1平方メートルにつき	198円	132円	180円	120円
係船施設	1平方メートルにつき	198円	132円	180円	120円
漁業施設	1平方メートルにつき	198円	132円	180円	120円
橋りょう・通路類	1平方メートルにつき	121円	88円	110円	80円
管類	1メートルにつき	242円	154円	220円	140円
架空線類(河川から9メートル以上離れている場合は、免除する。)	1メートルにつき	66円	55円	60円	50円
軌道・軌条類	1平方メートルにつき	165円	110円	150円	100円
その他の横断物	1平方メートルにつき	209円	143円	190円	130円
電柱類	1本につき	616円	451円	560円	410円
仮設工作物	1平方メートルにつき	286円	187円	260円	170円
耕作地	1平方メートルにつき	9円90銭	7円70銭	9円	7円
採草地、放牧地	1平方メートルにつき	4円40銭	3円30銭	4円	3円
竹木植栽地	1平方メートルにつき	33円	22円	30円	20円
ゴルフ場	1平方メートルにつき	17円60銭	17円60銭	16円	16円
その他	近傍類地の地代等を勘案してその都度知事が定める額				

備考

- 1 市の区域又は町村の区域の区分は、年度の初日における区分によるものとする。
- 2 占用面積が1平方メートル未満の端数であるとき、又は当該占用面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1平方メートルとして計算する。
- 3 占用期間が1年未満の端数であるとき、又は当該占用期間に1年未満の端数が生じたときの当該端数に係る占用料の額は、当該端数を暦により月に計算して得た月数(1月に満たない日数が生じたときは、1月とする。)に、この表に定める占用料の額を12で除して得た額を乗じて得た額とする。
- 4 管類の布設延長若しくは架空線類の架設延長が1メートル未満の端数であるとき、又は当該布設延長若しくは架設延長に1メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1メートルとして計算する。
- 5 電柱、電話柱及びその他の柱類については、支柱及び支線もそれぞれ1本とみなし、H型のものは柱類2本とみなす。

別表第3(第2条関係)

(平16条例7・平26条例1・平31条例1・一部改正)

土石採取料その他の河川産出物採取料

種類		土石採取料等の額
土		1立方メートルにつき 132円
砂		1立方メートルにつき 154円
砂利		1立方メートルにつき 176円
玉石		1立方メートルにつき 176円
転石	平均径30センチメートル以上40センチメートル未満の転石	1個につき 66円
	平均径40センチメートル以上の転石	1個につき88円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに22円を加えた額
竹木雑草等		竹木雑草等の種類等を勘案してその都度知事が定める額

備考

- 土、砂、砂利及び玉石の区分は、次のとおりとする。
 土 粒径0.01ミリメートル未満の土石
 砂 粒径0.01ミリメートル以上5ミリメートル未満の土石
 砂利 粒径5ミリメートル以上80ミリメートル未満の土石
 玉石 粒径80ミリメートル以上300ミリメートル未満の土石
- 転石の平均径は、長径と短径の和の2分の1の数値とする。
- 土石の採取量が1立方メートル未満の端数であるとき、又は当該土石の採取量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は、1立方メートルとして計算する。